

一時払終身保険の販売に係る認可取得前の勧誘について

令和7年3月24日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社かんぽ生命保険

一時払終身保険の販売に係る認可取得前の勧誘について（概要）

- 2024年1月4日に販売を開始した一時払終身保険に関して、販売に係る保険業法上の認可を取得する前にお客さまへ勧誘を行っていた事案を確認。本件に関する不祥事件届出を2025年3月7日に監督官庁へ届出。
- 2025年3月18日、金融庁から日本郵政、日本郵便およびかんぽ生命に対して、本件以外の事案を含む実態を把握するための調査および発生原因の究明等に関して、報告徴求命令を受領。
- 2025年3月19日、総務省から日本郵政および日本郵便に対して、本件以外の事案を含む実態を把握するための調査および発生原因の究明等に関して、報告徴求命令を受領。
- 早急に本件以外の事案を含む実態を把握するための調査と発生原因の究明等を行い、再発防止策を策定の上、法令違反を再発させない態勢を構築。

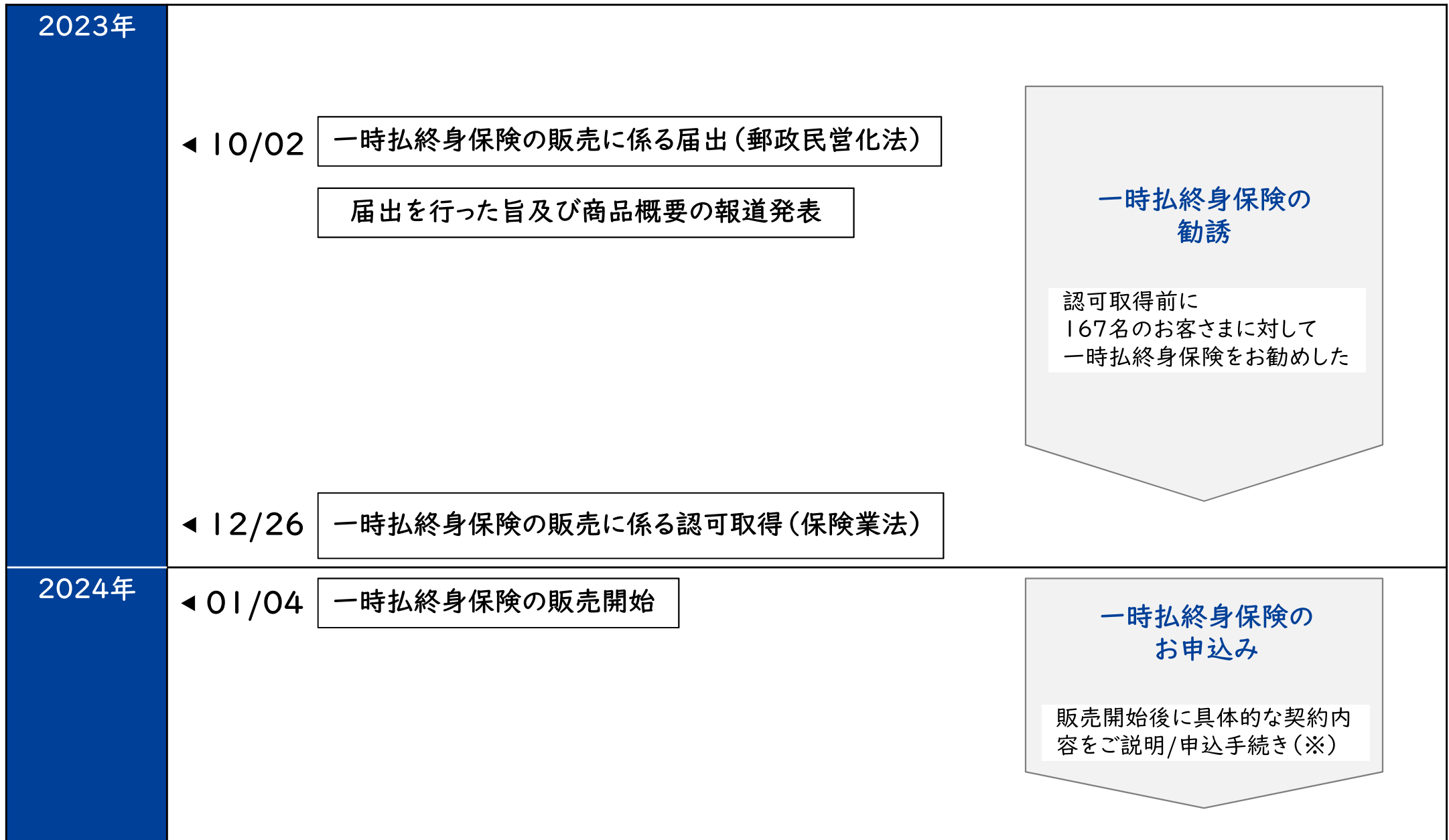
1. 発覚の端緒

- ✓ 非公開金融情報の不適切な利用に係る調査
- ✓ 一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可を取得する前に、募集人がお客さまへ勧誘を行った疑義を検知。
- ✓ 調査を実施した結果、認可取得前に募集人が勧誘を行った事案が発覚。

2. 事案の概要

- ✓ かんぽ生命は2023年12月26日に一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可を取得したが、認可取得前に、日本郵便およびかんぽ生命の社員である生命保険募集人が167名のお客さまへ販売開始後のお申込みを目的として商品概要のご説明をするなどの勧誘行為を行ったもの。
- ✓ 保険業法上の認可取得前にもかかわらず勧誘を行うことは保険業法に違反する行為。

(参考) 一時払終身保険の販売開始までの流れについて (概要)



(※) 販売開始前においては契約関係書類の作成をシステム上制限しており、具体的な契約内容の説明や申込手続きは販売開始後に実施。